宮城県公安委員会情報公開条例施行規則

平成13年３月16日

宮城県公安委員会規則第８号

宮城県公安委員会情報公開条例施行規則を次のように定める。

宮城県公安委員会情報公開条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第39条の規定に基づき、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する行政文書について、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行政文書開示請求書）

第２条　条例第５条第１項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（様式第１号）とする。

（行政文書開示決定通知書等）

第３条　条例第６条第２項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 行政文書の全部を開示する旨の決定　行政文書開示決定通知書（様式第２号）

(2) 行政文書の一部を開示する旨の決定　行政文書部分開示決定通知書（様式第３号）

(3) 行政文書を開示しない旨の決定（次号及び第５号の決定を除く。）　行政文書不開示決定通知書（様式第４号）

(4) 条例第11条の規定に基づく開示請求を拒否する旨の決定　行政文書不開示決定通知書（存否応答拒否）（様式第５号）

(5) 行政文書を保有していない旨の決定　行政文書不開示決定通知書（不存在）（様式第６号）

２　条例第６条第４項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第７号）によるものとする。

（開示の実施等）

第４条　条例第６条第２項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受けたものは、公安委員会が指定する日時及び場所において、当該決定に係る行政文書の開示を受けるものとする。

２　前項の場合において、行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を汚損し、又は破損してはならない。

３　公安委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第５条　条例第12条第１項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

２　条例第12条第２項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 条例第12条第２項第１号又は第２号の規定の適用の区分及び該当規定を適用する理由
(3) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

３　条例第12条第１項及び第２項の規定による通知は、行政文書の開示に係る意見照会書（様式第８号）によるものとする。

４　条例第12条第１項及び第２項に規定する意見書は、行政文書の開示に係る意見書（様式第９号）によるものとする。

５　条例第12条第３項の規定による通知は、行政文書を開示決定した旨の通知書（様式第10号）によるものとする。

（事案の移送）

第６条　条例第12条の２第１項の規定による通知は、事案を移送した旨の通知書（様式第11号）によるものとする。

（写し等の供与に要する費用の額等）

第７条　条例第13条第２項に規定する文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものが負担する費用の額、納入方法等は、宮城県知事が別に定めるところによる。

（諮問をした旨の通知）

第８条　条例第15条の規定による通知は、宮城県情報公開審査会諮問通知書（様式第12号）によるものとする。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附　則

この規則は、情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年宮城県条例第131号）の施行の日（平成13年４月１日）から施行する。

附　則（平成15年５月23日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成15年５月23日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（平成17年３月25日公安委員会規則第７号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日公安委員会規則第４号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年４月１日）から施行する。

附　則（平成28年11月25日公安委員会規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月24日公安委員会規則第４号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年６月７日公安委員会規則第９号）

この附則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

行 政 文 書 開 示 請 求 書

年　　月　　日

宮 城 県 公 安 委 員 会　殿

請求者　住所

氏名

（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

情報公開条例第５条第１項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求する行政文書の内容	
請求者の連絡先	電話番号（　　）　　－
行政文書の開示の方法	１　宮城県警察情報センターにおける開示の実施を希望する。 □閲覧のみ　　□閲覧（必要に応じて写しの交付(※１)） □写しの交付のみ(※１)　　□その他（　　） ２　郵送による写しの送付(※２)を希望する。 (※１)写しの交付には複写料がかかります。 (※２)送付には郵送料と複写料がかかります。

注１：　「請求する行政文書の内容」の欄は、行政文書の件名又は開示を求める事項について具体的に記入してください。

２：　「請求者の連絡先」の欄は、連絡電話番号、連絡先となる事務所等の住所、名称等を記入してください。ただし、事務所等の住所、名称等が請求者住所、氏名等と一致する場合は、記入する必要はありません。

３：　「行政文書の開示の方法」の欄は、１又は２に○印を付してください。１を選択した場合は、実施の方法を記載してください。

（この欄は記入しないでください。）

行政文書の件名	
担　当　課	電話番号（　　）　　－　　内線
備　　考	

様式第２号（第３条関係）

行 政 文 書 開 示 決 定 通 知 書

第　　号

年　　月　　日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

　　年　　月　　日付けで請求のあった行政文書の開示について、情報公開条例第６条第１項の規定により、次のとおり行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

行政文書の内容	
行政文書の開示の日時	年　　月　　日　　午前 午後　　時　　分
行政文書の開示の場所	
担　　当　　課	電話番号（　　）　　－　　内線
備　　考	

注１：　指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課へご連絡ください。

２：　情報公開条例第７条第３項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなります。

なお、正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合には、担当課へご連絡ください。

３：　行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第３号（第３条関係）

行政文書部分開示決定通知書

第　　号
年　　月　　日

殿

宮城県公安委員会　印

年　　月　　日付けで請求のあった行政文書の開示について、情報公開条例第６条第１項の規定により、次のとおり一部を除いて行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

行政文書の内容	
行政文書の開示の日時	年　　月　　日　　午前／午後　　時　　分
行政文書の開示の場所	
一部について行政文書の開示をしない理由	情報公開条例第８条第　　項第　　号該当
※一部について行政文書の開示をしない理由がなくなる期日	年　　月　　日
担　　当　　課	電話番号（　　）　　－　　内線
備　　考	

（教示）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注１：　指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課へご連絡ください。

２：　情報公開条例第７条第３項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなります。

なお、正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合には、担当課へご連絡ください。

３：　行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

４：　※印の欄は、一部について行政文書の開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

様式第４号（第３条関係）

行政文書不開示決定通知書

第　　号

年　　月　　日

殿

宮城県公安委員会　印

　　年　　月　　日付けで請求のあった行政文書の開示について、情報公開条例第６条第１項の規定により、次のとおり行政文書の開示をしないことを決定したので通知します。

行政文書の内容	
行政文書の開示をしない理由	情報公開条例第８条第　　項第　　号該当
※行政文書の開示をしない理由がなくなる期日	年　　月　　日
担　当　課	電話番号（　　）　　－　　内線
備　　考	

（教示）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注：　※印の欄は、行政文書の開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

様式第５号（第３条関係）

行政文書不開示決定通知書（存否応答拒否）

第　　号

年　　月　　日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

　　年　　月　　日付けで請求のあった行政文書の開示について、情報公開条例第６条第１項の規定により、次のとおり行政文書の開示をしないことを決定したので通知します。

行政文書の内容	
行政文書の存否を明らかにしない理由	情報公開条例第８条第　　項第　　号該当
担　当　課	電話番号（　　）　　－　　内線
備　　考	

（教示）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第６号（第３条関係）

行政文書不開示決定通知書（不存在）

第　　号

年　　月　　日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

年　　月　　日付けで請求のあった行政文書の開示について、情報公開条例第６条第１項の規定により、行政文書の開示をしないことを決定をしたので通知します。

行政文書の内容	
行政文書が存在しない理由	
担　当　課	電話番号（　　）　　－　　内線
備　　考	

（教示）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第７号（第３条関係）

決　定　期　間　延　長　通　知　書

第　　号

年　　月　　日

殿

宮城県公安委員会　印

　　年　　月　　日付けで請求のあった行政文書の開示について、情報公開条例第６条第４項の規定により、次のとおり行政文書の開示をするかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

行政文書の内容	
情報公開条例第６条第１項に規定する決定期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
決定期間の延長期限	年　　月　　日まで
延長の理由	
担当課	電話番号（　　）　　－　　内線
備考	

様式第８号（第５条関係）

行政文書の開示に係る意見照会書

第　　号

年　　月　　日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

次の行政文書の開示について、情報公開条例第12条第　項の規定により意見を求めますので、行政文書の開示に係る意見書を　　年　　月　　日までに提出するようお願いいたします。

開示請求年月日	年　　月　　日
※ 適　用　区　分 （適用理由）	条例第12条第２項の適用規定　　第　号適用 （理由）
行政文書の内容	
行政文書に記録されている情報	
意見書の提出先	電話番号（　　）　　－　　内線
担　当　課	電話番号（　　）　　－　　内線
備　　考	

注１：　提出期限までに行政文書の開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、行政文書の開示が行われる場合があります。

２：　「※適用区分（適用理由）」の欄は、条例第12条第２項の規定による場合に適用する号の区分及び適用する理由です。

様式第９号（第５条関係）

行政文書の開示に係る意見書

年　　月　　日

宮城県公安委員会　殿

申請者　住所

氏名

（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

意見照会年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号

該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

１　行政文書を開示されても支障がない。

２　行政文書を開示されると支障がある。

（行政文書の開示により支障がある部分）

理由（２に該当する場合に記入してください。）

様式第10号（第５条関係）

行政文書を開示決定した旨の通知書

第　　号

年　　月　　日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

情報公開条例第12条第３項の規定により、次のとおり行政文書の開示をすることを決定したので通知します。

行政文書の内容	
行政文書に記録されている情報	
開示を実施する年月日	年　　月　　日
開示決定の種類	年　　月　　日付け　　第　　号 開示（部分開示）決定
開示を決定した理由	
担　　当　　課	電話番号（　　）　　－　　内線
備　　考	

（教示）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号（第６条関係）

事 案 を 移 送 し た 旨 の 通 知 書

第　　号

年　　月　　日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

年　月　日付けで請求のあった行政文書の開示について、情報公開条例第12条の２第１項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

行政文書の内容	
事案の移送を受けた実施機関	電話番号（　　）　　－　　内線
事案を移送する理由	
担　当　課	電話番号（　　）　　－　　内線
備　　考	

注１：　開示請求についての開示決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行います。

２：　宮城県公安委員会が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされます。

様式第１２号（第８条関係）

宮城県情報公開審査会諮問通知書

第　　号

年　　月　　日

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会　印

次の審査請求については、情報公開条例第15条の規定により、宮城県情報公開審査会に諮問したので通知します。

審査請求年月日	年　　月　　日
審査請求の対象となった決定	年　　月　　日　　第　　号
	（決定の内容）
諮問をした年月日	年　　月　　日
担　当　課	電話番号（　　）　　－　　内線
備　　考	